



平成 21 年度 主な税制改正の紹介



平成21年度税制改正の主な内容について、府税を中心に紹介します。

■ 個人住民税

- 個人住民税における住宅ローン特別控除を創設します。
 - ① 対象者
所得税の住宅ローン控除の適用者（平成 21 年から平成 25 年までの入居者）
 - ② 控除額
所得税（国税）から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、所得税における税額控除額と同額（最高 9.75 万円）を限度に控除します。
* 平成 22 年度以後の個人住民税から適用します。
- 上場株式等の配当・譲渡益に対する税率 20%（所得税 15%・住民税 5%）を 10%（所得税 7%・住民税 3%）に軽減する特例措置を平成 23 年 12 月 31 日まで 3 年延長します。

■ 不動産取得税

- 住宅及び土地に係る税率（4%）を 3%に軽減する特例措置を平成 24 年 3 月 31 日まで 3 年延長します。
- 宅地評価土地（住宅用地・商業地等）に係る課税標準を価格の 2 分の 1 とする特例措置を平成 24 年 3 月 31 日まで 3 年延長します。

■ 自動車取得税

- 目的税から普通税に改め、用途制限を廃止します。（道路特定財源の一般財源化）
- 低燃費車・低公害車等（新車）について、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間、以下のとおり税率を軽減します。

対象自動車	適用区分
電気自動車・ハイブリッド自動車等	免除
乗用車等（軽自動車含む） 【平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 22 年度燃費基準+25%達成】	75%軽減
バス・トラック（3.5 トン超） 【平成 21 年排出ガス規制適合かつ平成 27 年度燃費基準達成】	
乗用車等（軽自動車含む） 【平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 22 年度燃費基準+15%達成】	50%軽減
バス・トラック（3.5 トン超） 【平成 17 年排出ガス基準 10%低減達成かつ平成 27 年度燃費基準達成】	

■ 軽油引取税

- 目的税から普通税に改め、用途制限を廃止します。（道路特定財源の一般財源化）
- 石油化学製品の原料として使用する軽油については、引き続き課税を免除します。その他船舶などに使用する軽油については、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間、課税を免除します。

■ 地方譲与税

- 地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改め、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税とともに用途制限を廃止します。